

神戸電鉄沿線における民間まちづくり事業助成金

2026 年度 募集要項

神戸市と神戸電鉄株式会社（以下、「神鉄」という。）は、「リノベーションに関する連携協定」を締結し、まちの顔である駅を中心とした地域の特性を活かす賑わいづくりに取り組んでいます。

これまで、駅舎・駅前空間の再整備や駅前の賑わいづくりに取り組んできましたが、これらの取り組みを駅周辺にも広げていくため、神戸電鉄沿線活性化事業の趣旨に賛同された団体・個人からの寄附等を原資として、神戸電鉄沿線活性化ファンドを設立しました。

このファンドでは、神戸電鉄の駅周辺における遊休不動産等を活用した地域活性化に資する民間まちづくり事業に対する助成を行います。

初年度となる 2026 年度は、2023 年に駅の建替え及び広場整備を完了した花山駅周辺での民間まちづくり事業を募集します。

なお、この募集要項に記載のない事項については、「神戸電鉄沿線における民間まちづくり事業助成金交付要綱」をご参照ください。



神戸電鉄花山駅



駅前広場を活用したイベント

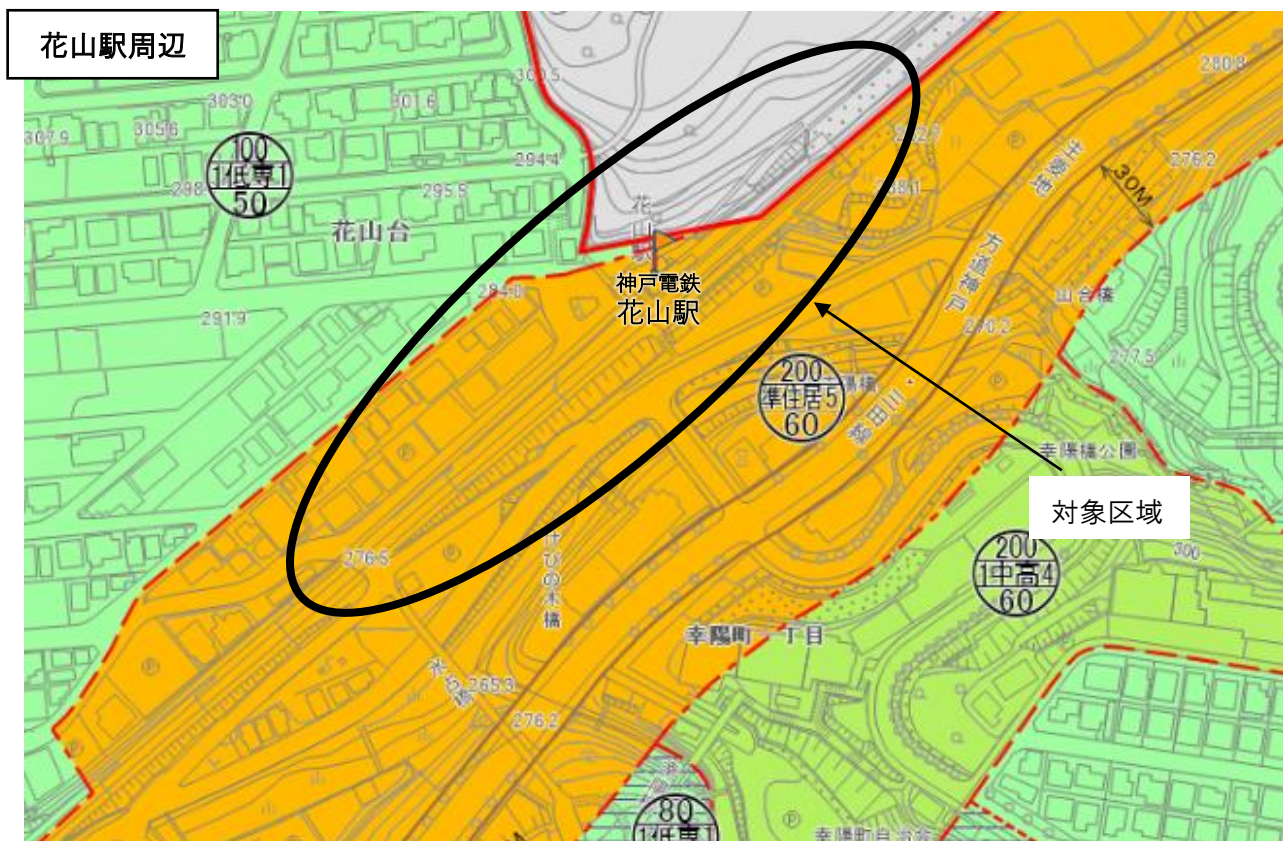
1. 助成対象について

1 対象区域

対象区域は、神戸電鉄花山駅周辺の、神戸市都市再生整備計画（神戸・神鉄沿線地区）に位置付けられた都市再生整備計画区域（※1）及び当該区域に近接している区域です。

※1 神戸市都市再生整備計画（神戸・神鉄沿線地区）

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/12159/shintetsu_5.pdf



2 助成金の対象となる事業

助成金の対象となる民間まちづくり事業は、対象区域内で行うもので、神戸電鉄沿線の活性化に資する都市利便増進協定（※2）に基づく、次に掲げる施設の整備に係る事業（以下、「助成事業」という。）とします。

- （1）駅周辺の遊休不動産等を活用して実施する、地域交流及び賑わいづくりに資する事業
- （2）上記施設の活用と一体となった、駅を中心とするまちの魅力向上に資する事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・ 特定の個人・団体のみが利用するもの又は利益を受けるもの
- ・ もっぱら営利を目的とするもの
- ・ 宗教、政治又は選挙活動を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の利益となるようなもの

※2 都市再生特別措置法第74条第1項に定める都市利便増進協定をいう。応募書類を提出いただいた後に、協定締結に向けて神戸市との協議を行います。なお、助成事業により整備する施設は、神戸市都市再生整備計画に都市利便増進施設として記載し、公表します。

3 応募できる方

- (1) 対象区域内で助成事業を行う遊休不動産等（※3）の所有者等
- (2) 上記所有者等の承認を得て遊休不動産等を活用しようとする民間事業者

ただし、次のいずれにも該当しているものとします。

- ・ 提案内容の実施主体となる意思及び必要な資格等を有していること
- ・ 団体にあっては会計経理が明確であること
- ・ 団体の代表者又は個人が 18 歳以上であること
- ・ 市税等を滞納していないこと
- ・ 自己又は団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

4 助成事業の実施期間

助成金交付決定後から 2027 年 3 月 31 日までに、助成事業を完了してください。助成事業の完了後は、都市利便増進協定に基づき、整備した施設の管理運営を行っていただきます。

なお、最初の交付決定年度を含めて 3 年以内であれば、同一の遊休不動産等を対象に 1 事業あたりの上限を超えない範囲で助成金を申請することができます。（都市利便増進協定の有効期間を超える期間は除く）

都市再生整備計画の計画期間が終了することに伴い、都市利便増進協定の有効期間が終了する場合は、計画の延長もしくは次期計画の策定について、神戸市と協議を行う必要があります。

（例）

最初の交付決定年度	最大助成対象期間
2027 年度	2027 年度～2029 年度

※3 交付申請の時点において、居住その他の使用がなされていない土地及び建築物や、駅前広場・道路等の公共的空地をいう。

2. 助成内容について

1 助成金額

●助成金額 1 事業あたり上限 1,000 万円

予算の範囲内において、当該助成事業に要する助成対象経費総額又は 1,000 万円のうち、いずれか少ない額を上限に助成します（審査委員会による審査等により減額となる場合があります）。

なお、同一の遊休不動産等に関して複数年度にわたって助成金の交付を申請する場合は、交付金額の合計を助成対象経費総額とします。

2 助成対象経費

助成事業に関する最初の交付決定があった日以後に着手する、助成事業の目的を達成するために直接必要な以下に掲げる経費を対象とします。

	項目	内訳（例示）
助成対象	ハード事業にかかる経費	設計管理費、改修工事請負費
	前項の整備と一体となるソフト事業（※4）に係る経費	企画費、調査費、広報費、消耗品購入費、什器・備品等購入費
助成対象外	・団体の経常的な活用に必要な費用 ・土地・建物等の不動産取得費 ・接待・交際費、関係者のレセプションパーティ、打ち上げにかかる費用 ・有料配布するグッズ・パンフレット等作成経費 ・飲食に係る費用 ・個人・団体の資産となりうる備品の購入費（例：楽器、音響機材、OA 機器、工具、書籍等） ・金券の購入に係る費用	

- （注）
- ・助成対象経費に計上できるのは、全て領収書で確認できるものに限り、ます。
 - ・2 万円を超える物品の購入は、レンタル・リースによることが不可能であり、対象事業の実施に欠くことができないものに関して、事前に購入の相談及び許可が必要です。また、原則として交付決定年度の翌年度から 10 年間は処分が禁じられます。
 - ・助成対象経費は、国、県、市、又はその外郭団体から重複して助成を受けられません。

※4 整備した都市利便増進施設等を活用したイベント活動及び当該施設等の運営管理（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）をいいます。

3. 応募・審査について

1 手続きの流れ

項目	時期（予定）	備考
募集要項の配布 事前相談	2026 年 8 月 7 日（金） ～9 月 4 日（金）	事前相談は必須ではありませんが、可能な限り応募前にご相談ください
応募書類の提出	2026 年 8 月 21 日（金） ～9 月 4 日（金）	様式は神戸市ホームページからダウンロードできます
事前審査	2026 年 9 月上旬	応募書類に基づき事前審査を実施し、助成候補者を決定します 応募いただいた方へのヒアリングを実施する場合があります
助成金交付申請書の提出	2026 年 9 月中旬以降	事業内容について都市利便増進協定等に関する協議が整った後、助成金交付申請書を提出いただきます。詳細は個別にご案内します
審査会	2026 年 10 月	外部有識者による審査会を開催します。
助成事業者の決定	2026 年 10 月	審査会の結果を踏まえ、助成対象者を決定し、通知します。
助成事業完了	2027 年 3 月 31 日	整備完了後、実績報告書を提出いただきます

（注）都市利便増進協定等に関する協議が整わない場合は、助成手続きを終了し、その旨通知します。また、助成対象者として決定した後においても、当該事業に係る都市利便増進協定が認定されない場合は、交付決定を取消します。

2 応募書類、事前相談及び応募方法

次の書類を、神戸市都市局駅まち推進課に提出してください（郵送または電子メール）。

- （１）応募申込書（様式第１号）
- （２）誓約書（様式第２号）
- （３）事業概要書（様式第３号）
- （４）対象となる遊休不動産等の所在がわかる位置図
- （５）対象となる遊休不動産等が存する土地の所有者がわかる書類（公図及び登記事項証明書（原則、発行日から３か月以内のもの）の写し等）
- （６）現況の平面図等
- （７）現況の写真（外観及び各室の内部）
- （８）その他補足資料（改修予想図面など）

※各種様式は神戸市ホームページからダウンロードしてください。

【事前相談窓口・提出先】

神戸市都市局駅まち推進課（平日 8：45～17：30）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

Mail：ekimachi_toiawase@city.kobe.lg.jp TEL：078-855-7805

※事前相談にあたっては、予めご連絡いただき予約をお願いします。

【応募書類の提出締切】 2026 年 9 月 4 日（金）（当日消印有効）

3 事前審査

（１）審査方法

応募書類等の内容について、資格や要件等の事前審査を実施します。なお、必要に応じて応募者からのヒアリングを行う場合があります。

（２）助成候補者の決定

事前審査を通過した応募者を、助成候補者とします。市は助成候補者と都市利便増進協定の締結に向けた協議を行い、協議が整った後に、助成金交付申請書の提出についてご案内します。

なお、協議が整わない場合は、助成手続きを終了し、その旨通知します。

4 審査会

（１）審査会の設置

助成事業の審査を公平かつ適正に実施するため、外部委員で構成する「神戸電鉄沿線における民間まちづくり事業助成金交付審査会（以下、審査会）という。」を設置します。

（２）審査方法

①プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を実施します。応募者は、助成金交付申請書に基づいて事業説明を行い、審査会の委員から質疑応答形式によるヒアリングを行います。

審査会の委員は、後述の審査項目に沿って 100 点満点で評価を行い、市に報告します。

なお、個人情報保護の観点から、審査会は非公開とします。

②助成事業者の選定

市は、各審査員の評価点数が高い順に、予算の範囲内で助成対象者を選定します。なお、評価点数が同点の場合は、審査項目 1 及び 2 の合計点数が高い順に選定します（前述の点数が同じ場合は、くじ引きにより決定）。各審査員の評価点数が 60 点未満以上である場合は選定の対象としません。

なお、助成事業の実施にあたり、審査会の委員からの意見を反映いただくよう求める場合があります。

③審査項目

審査項目		内容	配点
1	コンセプト適合性	助成の趣旨を理解し、都市再生整備計画をはじめとする駅周辺の目指す姿（コンセプト）の実現に資する事業であること	20
2	公益性	目指す姿の実現に資するまちづくりの推進に貢献するもので、不特定多数の者の利益になる事業であること	20
3	地域性	目指す姿及び地域の実情を踏まえた上で、地域の特性・資源を活かした事業であること	20
4	必要性	目指す姿の実現にあたり、地域からのニーズが高く、まちの活性化や魅力づくりのために意義のある事業であること	20
5	継続性・発展性	継続的かつ有効に維持・利活用され、活動の広がりや波及効果がエリア内外に期待できる事業であること	10
6	実現性・妥当性	事業内容、スケジュール等が現実的で、事業経費の積算が適正であり、実施体制及び関係者との合意形成の見込みが十分な事業であること	10

5 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募に関する費用は参加者の負担とします。
- (2) 提案に際しては、事前に関係法令等に適合するものであるかを確認してください。
- (3) 応募された方が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ・参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ・参加書類に虚偽の記載があった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募書類の提出後に参加を辞退する場合には、書面にてご連絡ください。
- (5) この募集要項に定めのない事項については、市との協議の上、決定することとします。

5. 助成の取り消し及び助成金の返還について

次の各号に掲げる事由が、交付決定年度の翌年度から起算して10年以内に生じた場合は、助成決定の一部又は全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部について、期限を定めて返還していただく場合があります。

- (1) 応募できる方に該当しないと判明した場合
- (2) 提出された申請書、実績報告書、領収書その他の提出書類の内容が虚偽であった場合
- (3) 助成対象者が法令又は本募集要項若しくは助成金交付決定の条件に違反する行為を行った場合
- (4) 助成の対象となる事業を実施しないとき、又は実施する見込みがないと認められる場合
- (5) 助成対象事業を中止し、又は終了した場合

- (6) 助成対象者が破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに準ずる法的整理手続に入った場合
- (7) 助成対象者が解散、事業廃止その他これに準ずる事由により、助成対象事業の継続が困難であると認められる場合
- (8) その他、当社が助成金の交付を不相当と認めた場合

返還を求める助成金の額については、助成対象事業の実施状況、助成金の使途、事業成果等を勘案し、未実施又は未達成部分に相当する金額を基本として算定します。

なお、助成金の交付を受けた後であっても、本項に基づく助成決定の取消し及び助成金の返還義務を免れるものではありません。

6. 問い合わせ先

神戸市都市局駅まち推進課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

電話：078-855-7805

Mail：ekimachi_toiawase@city.kobe.lg.jp